

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、伊丹市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- (3) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (5) (1)から(4)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) 福祉相談事業
- (9) 法外援護資金貸付事業
- (10) 善意銀行に関する事業
- (11) 福祉サービス利用援助事業
- (12) ボランティア活動の振興
- (13) 伊丹市立障害者福祉センターの経営
- (14) 障害福祉サービス事業
- (15) 相談支援事業
- (16) 障害者就労支援事業
- (17) 移動支援事業
- (18) 手話通訳事業
- (19) 緊急通報システム事業
- (20) 伊丹市立地域福祉総合センターの経営
- (21) 伊丹市地域包括支援センター
- (22) 障害者専門職業紹介事業
- (23) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (24) 家計相談支援事業
- (25) 日本赤十字事業への協力
- (26) 伊丹市民生委員児童委員連合会事業への協力

(27) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、兵庫県伊丹市広畠3丁目1番地に置く。

第2章 役員

(役員の定数)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名

(2) 監事 2名

2 役員の選舉に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長、副会長の選任及び法人の代表権)

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任する。

2 会長は、会務を統括し、この法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。

5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(常務理事)

第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。

2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事の任期は、理事としての在任期間とする。

(役員の選任等)

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。
(役員の報酬等)

第11条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるものほか、この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び伊丹市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第14条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、40名の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、会長が招集する。
 - 4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会に議長を置く。
 - 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
 - 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業締結及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその質問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 員

(会員)

第18条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第5章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第19条 この法人に部会又は委員会を置くことができる。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答える、又は意見を具申する。

第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現金 2,000,000円

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならぬ。

(基本財産の処分)

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同

意を得、評議員会の議決を経て、伊丹市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、伊丹市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

（資産の管理）

第23条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

（特別会計）

第24条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）

第25条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

（決算）

第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合は、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理等）

第28条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

- 2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第30条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 伊丹市地域包括支援センター
- (2) 伊丹市立地域福祉総合センターの経営

2 前項の事業に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(余剰金が出た場合の処分)

第31条 前条の規定によって行う事業から余剰金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第9章 解散及び合併

(解散)

第32条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、伊丹市長の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第33条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第34条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、伊丹市長の認可を受けなければならない。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第35条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、伊丹市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を伊丹市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報又は伊丹市広報及びこの法人の機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

第37条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この定款は、昭和47年4月1日より施行する。

付 則

この定款は、昭和51年3月19日より施行する。

付 則

この定款は、昭和53年4月1日より施行する。

付 則

この定款は、昭和53年9月1日より施行する。

付 則

この定款は、昭和55年4月1日より施行する。

付 則

この定款は、昭和56年3月1日より施行する。

付 則

この定款は、昭和60年3月28日より施行する。

付 則

この定款は、昭和61年3月28日より施行する。

付 則

この定款は、平成元年4月1日より施行する。

付 則

この定款は、平成8年1月4日より施行する。

付 則

この定款は、平成8年4月1日より施行する。

付 則

この定款は、平成14年4月1日より施行する。

付 則

この定款は、平成16年9月17日より施行する。

付 則

この定款は、平成17年6月7日より施行する。

付 則

この定款は、平成18年9月29日より施行する。

付 則

この定款は、平成19年7月23日より施行する。

付 則

この定款は、平成25年8月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この定款は、平成28年4月1日から施行する。